

議会運営委員会において、議会運営上の諸課題について議長に答申を行いました。  
(令和5年6月22日(木曜日))

答申の内容は、2～3ページをご覧ください。



#### 議長への答申

(左から村上典男副議長、石井邦一議長、鈴木将議会運営委員会委員長、石塚隼人議会運営委員会副委員長)

茨城県議会議長 石 井 邦 一 殿

議会運営委員会  
委員長 鈴木 将

議会運営上の諸課題に関する答申

令和5年3月3日に本委員会に諮問のあったこのことについては、下記のとおり答申いたします。

記

**I 議員提出発議案の委員会付託等のあり方**

**1 議員提出発議案の委員会付託**

県としての団体の意思を決定する議員提出発議案（政策条例）について、原則、委員会へ付託し、審査を行ったうえで採決すること。

**2 政策条例の執行状況等のチェック**

条例で議会に対する定期的な報告を義務付けているものは条例の規定により報告を求め、条例で議会に対する報告を義務付けていないものについては、常任委員会で定期的に執行状況のチェックを行うこと。

**II 議案に対する質疑等のあり方**

**1 議案に対する質疑**

(1) 本会議及び付託される委員会において質疑の機会のない会派等が、議員提出議案及び知事提出議案の賛否を判断するために質疑を行える時間等は下記のとおりとする。

なお、発言通告期限との整合性をとるため、議員が発議案を提出する期限を、現行の「一般質問・質疑終了日の前日正午」から「一般質問・質疑終了日の前々日正午」と改める必要があること。（「議会運営についての申合せ事項」第3-3-(1)）

	対象となる議案 (議員提出議案及び知事提出議案)	対象となる会派等	質疑の日	質疑時間	発言通告期限	質疑の内容
①	開会日に上程された議案	当該定例会において代表もしくは一般質問・質疑の割り当てがなく、付託される委員会にも所属していない会派等	一般質問・質疑最終日 (全ての一般質問・質疑終了後)	8分以内 (答弁を含む)	質疑を行う日の前々日正午	議案に係る概括的内容の確認
②	開会日の翌日から一般質問・質疑終了日までに上程された議案	付託される委員会に所属していない会派等				
③	一般質問・質疑終了日の翌日から閉会日までに上程された議案		閉会日			

(2) 委員長報告に対する質疑は、本会議における委員長報告の後、答弁を含めて4分以内とし、通告期限は質疑を行う日の前々日正午とする。

## 2 本会議におけるオンライン質問

総務省から「本会議に出席が困難な議員が、オンラインで質問を行うことは差し支えない」との見解が示された（令和5年2月7日）ことを踏まえ、本県議会におけるオンライン質問は、「代表もしくは一般質問・質疑を予定していた議員が、会議規則第2条で定める欠席事由（公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の弔事、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由）により本会議に出席できず、本人が希望する場合に、議長の判断により質疑を除く質問だけを行える。」こととすること。

## Ⅲ タブレット導入に係る費用対効果等の検証及び今後の更なる活用方策

令和2年第2回定例会のタブレット端末の導入以降、段階的なペーパーレス化を進め、本年1月から、本会議等において使用する資料の原則ペーパーレスを達成し、紙資源や印刷費用、印刷・配付に係る費用を削減するとともに、オンライン委員会の実施や情報収集力の向上、各種手続きのデジタル化などの成果があった。

引き続き、本会議等における資料は、特別に必要と認められるもの以外はペーパーレスを原則とし、事務局、執行部からの通知・連絡はワウトークとすることと併せ、県内外調査等においても、資料を電子データ化し、議員のタブレット携行を原則とするなど、より一層タブレットを活用した議会審議の充実や議会運営の効率化・活性化を図ること。また、タブレット導入に係る費用対効果等及び今後の更なる活用方策について、県民に公表すること。

## Ⅳ 県民に分かりやすい・参加しやすい県議会の環境づくり

### 1 議会を傍聴しやすくするための取組み

乳幼児連れでも安心して傍聴ができるよう、児童・乳幼児の傍聴席への入場禁止規定の廃止や親子傍聴席の設置、傍聴時の託児サービスに取り組むこと。また、その旨をホームページ等で広く周知すること。

傍聴手続きについては、議場の規律を確保するため現行どおりとするが、規律確保の実効性と個人情報への取扱いの厳格化について、他県議会の状況も併せて、引き続き研究していくこと。

### 2 請願や陳情の審査等の充実

#### (1) 請願の審査の充実

委員会が必要と認める場合は、請願者を参考人として招致し、意見を聴取することができるので、その旨を会議規則等に明文化し、県民への周知を図ること。

#### (2) 陳情の取扱い

所管委員会での取扱いについて、陳情に対する質疑の時間を設けるなど委員会運営を工夫すること。

#### (3) 請願・陳情のデジタル化

地方議会に対する住民からの請願書の提出に係る手続きについて、オンライン化を可能とする地方自治法の一部を改正する法律案が成立（令和5年4月26日）したことを踏まえ、本県議会でも請願や陳情のオンライン提出ができるよう、関係規定を速やかに改正すること。

### 3 若者をはじめ県議会に興味関心を持ってもらうための取組み

令和5年第2回定例会での休日議会（6常任委員会）開催のほか、11月には連携協定を締結している流通経済大学において、文教警察委員会が出前委員会を開催予定であり、引き続き、他県の取組も参考に、県民に親しみやすい、参加しやすい取組を推進し、もって県議会活動に対する県民の理解と関心を高めていくこと。